

【対象者】 新たな在留資格「特定技能」での日本での就労を希望する17歳以上の日本国籍以外の方

試験日 **2023年11月19日(日)**

出願期限 **2023年10月22日(日)まで**

⇒2023年10月29日(日)まで

試験概要

経済産業省の所管分野では、①素形材産業分野、②産業機械製造業分野、③電気・電子情報関連産業分野の製造3分野において、「1号特定技能外国人」の受入れが進んでおります。1号特定技能外国人は製造3分野に「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」を有していることが求められており、当該技能水準を確認する「製造分野特定技能1号評価試験」を、フィリピンにおいて、以下の日程で実施致します。

試験名	製造分野特定技能1号評価試験	試験区分	3つの試験区分19の技能より、1つ選択 ※詳細は下記スケジュール確認ください
実施方法	ペーパー試験（学科・実技）	定員	各試験区分 各50名 定員に到達次第、受付を締切らせていただきます
試験内容	学科、実技合わせて80分	試験料	PHP 2,900.- (日本円で約8,000円程度)
試験言語	日本語	支払方法	Gcash

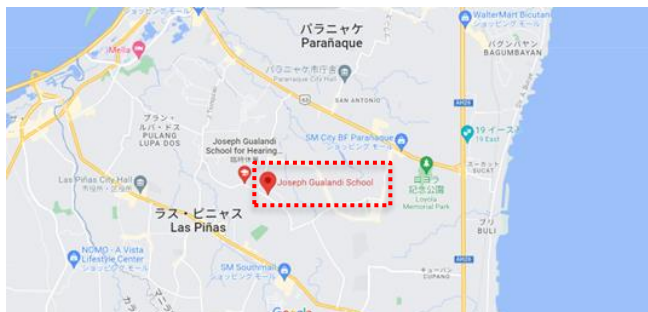
時間	試験区分
9:30 - 11:30	<ul style="list-style-type: none"> ■ 機械金属加工区分 (casting・ダイカスト・金属プレス加工・工場板金・鍛造・鉄工・機械加工・仕上げ・プラスチック成形・溶接・塗装・電気機器組立て・機械検査・機械保全・工業包装) ■ 電気電子機器組立て区分 (機械加工・仕上げ・プラスチック成形・電気機器組立て・電子機器組立て・プリント配線板製造・機械検査・機械保全・工業包装) ■ 金属表面処理区分 (めっき・アルミニウム陽極酸化処理)

■ 会場・時間等は変更になることもございます。予めご了承ください。

試験会場 **Joseph Gualandi School for Hearing Impaired
(Las Pinas City Campus)**

MAP

Address: Las Pinas City - Block 29, Lot 7, Turin St., BF Homes International
Phone: (02)-833-6408



お申し込みの流れ ※申込締切:2023年10月22日(日)まで

1. 申込フォームの表示

お申し込みURL、もしくはQRコードからお手続きください
* 身分証明書と本人写真の画像が必要です)

お申し込みURL

https://www.sswm.go.jp/en/exam_f/examination_index.html



2. 申込フォーム入力・送信

申込フォームの各項目を入力し、送信してください

3. 受験料の支払い

申込時の案内に沿って、受験料をPJTICT事務局宛てにGcashでお支払いください。
*お申し込み完了後、3日以内にお支払いください。

4. 支払い完了後のメール送信

●お支払い確認のため、お振込み後、事務局のメールアドレスに、受験料を振り込んだ旨、お知らせください。

1. 受験者氏名
2. 受験番号
3. 受験科目
4. 支払日
5. 支払い名義(受験者氏名と異なる場合)
6. 支払いの証明書

5. 受験申込確認メールの受信

支払いの確認が取れましたら、受験申込完了の確認メールが配信されます。また、マイページからも確認できます。

*支払いからシステムへの反映まで数日~1週間ほどかかります。もし支払い完了から、1週間を過ぎても確認メールが届かない場合は、お問合せ先までご連絡ください。

6. 受験票のダウンロード

試験1週間前になりましたら、マイページより、受験票をダウンロードしていただけます。マイページ上の案内をよく読み、試験のご準備をお願いします。

7. 試験当日

●試験時間に遅れないよう余裕を持ってお越しください。

●受験票を印刷し持参してください。また受験票に書かれた持ち物を忘れずにご来場ください。

●駐車場はご用意しておりますが、数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

※上記フローの受信予定日を過ぎても各種メールが届かない場合や変更・取り消しについては以下の「お問合せ先」までご連絡くださいませ。

お申し込み・受験に際しての留意事項

- お申込み後の受験料は返金されません。ご承知おき下さい。
- 本人確認書類などの不備による未受験においても受験料の返金は、おこないませんのでご注意ください。
- 試験の説明などがあるので、2時間を1区分としています。
- 試験区分には重複してお申込みいただけませんので、ご注意ください。お申込みがあった場合は、いずれかをキャンセルさせていただきます。
- 試験当日の詳細情報は、後日ダウンロードいただく「受験票」でご確認いただけます。
- 試験に合格できたとしても、合格したことで「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したものではありません。試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可を受けられるものではありません。
- 在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われ、必ずしも査証の発給を受けられるものではありません。

Philippine-Japan Training Institute of Cultural and Technology, Inc. (PJTICT)

Contact person: Mr. Sonny Legasto (Mobile: 09209050266)

Mr. Tony Mangubat (Mobile: 09178851814)

Mr. Bing Cariño (Mobile: 09178579416)

Mr. Ricky Flores (Mobile: 09088650329)

Email: sonny_0405@yahoo.com Mon-Fri 9:00-17:00

お問い合わせ先